

市街化区域内の農地転用の届出について

農地法第4条第1項第7号……権利異動を伴わない農地転用
農地法第5条第1項第6号……権利異動を伴う農地転用

届出に必要な提出書類		部 数		チェック
		農地法 第4条	農地法 第5条	
1 届出書	必ず欄外に捺印を押してください	1部	1部	
2 位置図	市販の市街化地図程度で、届出場所を斜線等で明記	1部	1部	
3 土地全部事項証明書	原本で3ヶ月以内のもの(インターネット版不可)	1部	1部	
4 公図の写し	原本で3ヶ月以内のもの(インターネット版不可) 分筆を必要とする場合は分筆後のもの	1部	1部	
5 委任状	届出者が農業委員会事務局へ直接届出書を提出できない場合。第5条の届出の場合は譲受人及び譲渡人からのもの	1部	1部	
6 開発許可書の写し	都市計画法第29条の開発許可が必要な場合(500㎡以上)	—	1部	
7 仮登記承諾書	届出をする土地に仮登記が設定されている場合	—	1部	
8 戸籍謄本	届出者が未成年の場合	1部	1部	
9 土地改良区の受理証明	土地改良区の受益区域の場合	1部	1部	
10 譲渡人の住民票・不在 住証明書・住居表示変 更証明書・戸籍の附票	譲渡人の現住所が土地全部事項証明書の住所と異なる場合	1部	1部	
11 法人資格証明	譲渡法人の現住所が土地全部事項証明書の住所と異なる場合	1部	1部	

駐車場や資材置場への転用の場合などで、500㎡または500㎡以上の埋立て等(盛り土・切り土)が必要な場合は、「大磯町土地埋立て等規制条例」(環境課)の許可が必要となります。

※ 連絡先として、届出人名又は法人名と担当者名、電話番号を記載したものを提出してください。

詳しくは、大磯町農業委員会 ☎ 0463-61-4100 内線 358 まで